

# 事前質問に対する回答

---

2024年 5月15, 16日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課

# 事前にいただいたご質問(概要)

#	分類	ご質問内容(概略)	記載ページ
1	周波数移行の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・移行後に新たな電波の割当てはあるのか。</li><li>・現在、W i F i 混雑時のオフロード先として4.9GHz帯を利用しているが、オフロード先としての新たなチャンネルは提供されるのか。</li></ul>	P2
2	新規開設及び周波数の使用期限	<ul style="list-style-type: none"><li>・移行の時期はいつになるのか。</li><li>・現在使用している無線局はいつまで使用できるのか。</li></ul>	P3
3		<ul style="list-style-type: none"><li>・使用期限の前に再登録に制限を設ける予定はあるか。また、使用期限後の該当する機器の保有について制限はあるか。</li></ul>	P4
4	代替システム	<ul style="list-style-type: none"><li>・代替できる製品が見つからない。</li><li>・設備更新の相談はどこにしたらよいのか。</li></ul>	P5
5	移行費用	<ul style="list-style-type: none"><li>・移行に関する補助金などの施策の具体的な仕組み・時期を知りたい。</li><li>・有線に移行する場合のイニシャルコストとランニングコストの費用負担はどうなるのか。</li><li>・代替システムへの移行に際して、導入費用だけでなく現行設備の撤去費用についても費用負担の対象となるのか。</li><li>・終了促進措置では全登録人が費用負担の対象となるのか。また、全額が対象となるのか。</li><li>・設備更新費用の公的負担はあるのか。</li></ul>	P6
6	その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・新規使用及び継続使用の期限等、登録人としての注意事項があれば教えてほしい。</li></ul>	P7
7		<ul style="list-style-type: none"><li>・今回の説明会以降に個別に質問がある場合の問い合わせ先を教えてほしい。</li></ul>	P8

## <質問>

- 移行後に新たな電波の割当てはあるのか。
- 現在、W i F i 混雑時のオフロード先として4.9GHz帯を利用しているが、オフロード先としての新たなチャンネルは提供されるのか。

## <回答>

今回の周波数移行にあたっては、新たな周波数帯に無線アクセスシステムの制度を作って、既存の設備を一律に移行することは想定しておらず、それぞれの利用用途に応じて適当な既存の無線システムあるいは今後使用可能となる無線システムへの換装を行っていただく必要があります。

## <質問>

- 移行の時期はいつになるのか。
- 現在使用している無線局はいつまで使用できるのか。

## <回答>

資料4の今後のスケジュールに示すとおり、既存の無線機器が法的に使用できなくなる「周波数の使用期限」は令和18年3月31日を予定しています。なお、終了促進措置の仕組みを活用して移行する場合には、周波数の使用期限までの期間内において、認定開設者との協議により、相互の合意の下で移行の時期を決定することとなります。

## <質問>

使用期限の到来前に再登録に制限を設ける予定はあるか。また、使用期限後の該当する機器の保有について制限はあるか。

## <回答>

新規開設の期限後も周波数の使用期限までは再登録は可能であり、再登録にあたり運用に係る新たな制約条件が課されることはありません。

周波数の使用期限後に無線機器を使用して電波発射を行った場合は、電波法違反となります。

## <質問>

- 低価格で代替できる製品がない。
- 設備更新の相談はどこにしたらよいのか。

## <回答>

代替システムの候補は参考資料「主な無線通信システムの紹介」において提示していますのでこちらを参照いただくようお願いいたします。

実際に代替システムへの移行が可能かは、現在お使いの無線局の使用形態（通信容量、通信距離、設備構成、使用場所の環境等）によりますので、事前にご確認をされる場合は、現在お使いの設備の納入業者や施工業者等にご相談いただくようお願いいたします。

なお、終了促進措置の仕組みを活用して移行する場合には、移行スケジュール及び認定開設者が負担する費用の額については、終了促進措置を行う認定開設者との協議により決定されることとなります。

## <質問>

- 移行に関する補助金などの施策の具体的な仕組み・時期を知りたい。
- 有線に移行する場合のイニシャルコストとランニングコストの費用負担はどうなるのか。
- 代替システムへの移行に際して、導入費用だけでなく現行設備の撤去費用についても費用負担の対象となるのか。
- 終了促進措置では全登録人が費用負担の対象となるのか。また、全額が対象となるのか。
- 設備更新費用の公的負担はあるのか。

## <回答>

無線システムの移行に係る費用については、従来の例では、自己負担となるところ、今回の5GHz帯の移行に当たっては、電波法で定める「終了促進措置」の仕組みを導入することを検討しています。「終了促進措置」とは、認定開設者が、既存無線局の利用者の移行費用等を負担することにより、周波数の使用期限より早い時期の周波数移行を促進する措置のことです。

一般的に、終了促進措置で認定開設者が負担する経費は、移行に直接必要となる費用（設備の取得に要する費用等）となります。移行後の無線設備の運用、保守等に係る費用は、原則として対象外ですが、当事者間の合意がある場合にはその限りではありません。

今回の終了促進措置において認定開設者が行う費用負担その他の措置に関する事項については、開設指針（周波数割当てに係る指針）等において別途定める予定です。

## <質問>

新規使用及び継続使用の期限等、登録人としての注意事項があれば教えてほしい。

## <回答>

資料3の今後のスケジュールに示すとおり、新規開設の期限は令和8年3月31日を予定しています。当該期限は申請の期限を意味します。包括登録の場合は、登録後に実際に無線機器を設置した際に必要となる届出の期限も同日となりますのでご留意願います。また、既存の登録局の変更（諸元又は移動範囲の拡大を伴う変更）についても同様に令和8年3月31日までが申請（又は届出）の期限となります。

周波数の使用期限については、令和18年3月31日を予定しています。当該期限は、既存の無線機器が法的に使用できなくなる期限を意味します。

なお、終了促進措置の仕組みを活用して移行する場合には、周波数の使用期限までの期間内において、認定開設者との協議により、相互の合意の下で移行の時期を決定することとなります。



## <質問>

今回の説明会以降に個別に質問がある場合の問い合わせ先を教えてください。

## <回答>

5GHz帯無線アクセスシステムの移行に係る施策の内容についてのご質問は、以下までお問合せ願います。

### 【お問い合わせ先】

総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課 (Tel: 03-5253-5875 )

なお、代替システムへの移行について事前に確認をされたい場合は、現在お使いの設備の納入業者や施工業者等にご相談いただくようお願いいたします。